

議会運営委員会運営要領（案）

令和 3 年 9 月 7 日

於 議会運営委員会室

- 1 開 会

- 2 署名委員の指名

- 3 議会の運営及び議長の諮問について
（1）陳情について

- 4 閉会中の継続調査事件について
（1）議会の運営及び議長の諮問について
（2）議会に関する条例等について

- 5 閉 会

陳 情 書

件名 岡山市サウスヴィレッジに関する陳情

要旨 岡山市サウスヴィレッジの管理運営に関する調査及び市民への公表

理由 弊社（岡山市農業協同組合60株、岡山南商工会50株、岡山市30株）は、岡山市サウスヴィレッジの指定管理者として、平成23年から当該施設の管理運営を行っていますが、令和元年11月の役員改選では、岡山市農業協同組合が役員の派遣を見送ったため、岡山南商工会及び岡山市から役員を選任する新体制となり現在に至っています。今では、日々おもてなしの心と笑顔を忘れずを合言葉に、役員及び従業員が一丸となり、お客様へのサービス向上に努めています。来場者は、年間60万人を超え、毎日、安くて新鮮で安全安心な野菜の提供など大変喜ばれており、生産者1,000名以上の方とも信頼関係が芽生え、地元地域の経済発展に貢献できているものと考えています。

そもそも、弊社は、岡山市から指定管理料（令和元年は約700万円）を受け当該施設の管理運営を行っていました。従って、その運営には、公共性が求められ、不適切な支出は許されるものではありません。

しかしながら、令和元年11月に新役員体制となり、今まで以上に健全で安定した経営を行うため、過去の運営状況等について、職員及び関係者から聞き取り調査を行うとともに決算状況等を精査したところ、目を疑うような数々の不適正と見受けられる会計処理等が判明しました。その当時、役員（代表取締役）を選出していた岡山市農業協同組合は、弊社の筆頭株主でありながら、経営管理委員会会長名で今後は役員の派遣を見送る旨の通知が弊社に届いており、その後も、岡山市に対して、岡山市及び岡山南商工会との意見の隔たりは、もはや埋めがたいものになっているため、解決の余地はなく運営から身を引く他ない旨の連絡をしています。弊社としては、岡山市農業協同組合にどういったご事情があったのか、理解に苦しむところです。

今回の令和3年4月からの指定管理者公募に当たっても引き続き指定管理者として指定いただき、弊社としても、税金投入されている施設としてより公共性と高いモラルをもって努めていきたい所存です。

つきましては、岡山市は当該施設の設置者であると同時に、指定管理を受けている弊社の株主(30株保有)の立場であることを十分に認識し、旧役員当時(平成28年度～平成30年度)の不適正と見受けられる会計処理及び、岡山市農業協同組合は筆頭株主でありながら役員のパ遣を見送った経緯等について厳正な調査を行い、真実を徹底的に解明するとともに、市民に公表して頂けることを陳情いたします。

令和3年9月3日

岡山市議会議長 和氣 健 様

陳情者

岡山市南区片岡2468

有限会社 サウスヴィレッジ

代表取締役 鳥越 和



議会運営に関する決定事項

令和元年6月19日
令和2年6月4日一部改正
議会運営委員会

10 請願、陳情について

- (1) 請願、陳情について、特に問題視されるものは、議長が議会運営委員会の意見を求める。
- (2) 請願の紹介議員が過半数になるような場合は、会派代表者が紹介議員となるよう調整する。
- (3) 請願、陳情の本文写については、委員会ごとに付託案件についてのみ本文写を配付する。
- (4) 議長は、陳情が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議会運営委員会に諮り、委員会付託をしないことができる。
 - ア 基本的な人権を否定するなど、違法又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの
 - イ 個人の秘密を暴露するもの
 - ウ 訴訟係属中の裁判事件に関するものなど、司法権の独立を侵すおそれのあるもの
 - エ 市職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
 - オ 個人名もしくは個人名を容易に推測できる役職名等があり、個人を誹謗・中傷し、その者の名誉毀損又は信用失墜のおそれのあるもの
- (5) 次に掲げるもの以外から送付された陳情については、委員会付託をせず、関係委員会に本文写を配付する。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内の学校に在学する者

陳 情 書

件名 岡山市サウスヴィレッジに関する陳情

要旨 岡山市サウスヴィレッジの管理運営に関する調査及び市民への公表

理由 弊社（岡山市農業協同組合60株、岡山南商工会50株、岡山市30株）は、岡山市サウスヴィレッジの指定管理者として、平成23年から当該施設の管理運営を行っていますが、令和元年11月の役員改選では、岡山市農業協同組合が役員の派遣を見送ったため、岡山南商工会及び岡山市から役員を選任する新体制となり現在に至っています。今では、日々おもてなしの心と笑顔を忘れずを合言葉に、役員及び従業員が一丸となり、お客様へのサービス向上に努めています。来場者は、年間60万人を超え、毎日、安くて新鮮で安全安心な野菜の提供など大変喜ばれており、生産者1,000名以上の方とも信頼関係が芽生え、地元地域の経済発展に貢献できているものと考えています。

そもそも、弊社は、岡山市から指定管理料（令和元年は約700万円）を受け当該施設の管理運営を行っていました。従って、その運営には、公共性が求められ、不適切な支出は許されるものではありません。

しかしながら、令和元年11月に新役員体制となり、今まで以上に健全で安定した経営を行うため、過去の運営状況等について、職員及び関係者から聞き取り調査を行うとともに決算状況等を精査したところ、目を疑うような数々の不適正と見受けられる会計処理等が判明しました。その当時、役員（代表取締役）を選出していた岡山市農業協同組合は、弊社の筆頭株主でありながら、経営管理委員会会長名で今後は役員の派遣を見送る旨の通知が弊社に届いており、その後も、岡山市に対して、岡山市及び岡山南商工会との意見の隔たりは、もはや埋めがたいものになっているため、解決の余地はなく運営から身を引く他ない旨の連絡をしています。弊社としては、岡山市農業協同組合にどういったご事情があったのか、理解に苦しむところです。

今回の令和3年4月からの指定管理者公募に当たっても引き続き指定管理者として指定いただき、弊社としても、税金投入されている施設としてより公共性と高いモラルをもって努めていきたい所存です。

つきましては、岡山市は当該施設の設置者であると同時に、指定管理を受けている弊社の株主（30株保有）の立場であることを十分に認識し、旧役員当時（平成28年度～平成30年度）の不適正と見受けられる会計処理及び、岡山市農業協同組合は筆頭株主でありながら役員の派遣を見送った経緯等について厳正な調査を行い、真実を徹底的に解明するとともに、市民に公表して頂けることを陳情いたします。

令和3年9月3日

岡山市議会議員 和氣 健 様

陳情者

岡山市南区片岡2468

有限会社 サウスヴィレッジ

代表取締役 鳥越和

